

## 指導要録保存状況の一斉緊急点検における確認漏れについて

昨年度、区立小学校での児童指導要録の紛失を受け、指導要録保存状況の一斉緊急点検を実施したところです。その後、令和5年度末に、区立子供園1園において、過年度分の指導要録（学籍）の紛失が新たに判明したため、以下のとおり報告いたします。

### 1 概要

区立下高井戸子供園から、令和6年3月29日（金）に幼児指導要録などの書類の整理を行ったところ、平成20年度修了児（30名分）の幼児指導要録（様式1:学籍に関する記録）の紛失が判明し、令和6年4月11日（木）に就学前教育支援センターに報告があった。

※ 指導要録：児童・生徒等の氏名・現住所・保護者氏名などが記録されている様式1（学籍に関する記録：20年保存）と、各教科の学習の記録などが記録されている様式2（指導に関する記録：5年保存）からなる。

### 2 紛失した個人情報

園児の氏名・現住所・保護者氏名など

### 3 原因

- ・一斉緊急点検を実施した際、点検が不十分であったこと
- ・公文書等の取り扱いに対する意識が低かったこと
- ・園内における公文書等の管理が不十分であったこと

### 4 情報漏えいの可能性

園における文書廃棄は、一般ごみとして排出するのではなく、契約業者に依頼して溶解処分を行っており、今回の事案は、誤廃棄の可能性が高く、個人情報流出の可能性は低いものとする。

### 5 園(学校)・区への対応

#### (1) 当該子供園内での調査

当該園においては、徹底して園内を捜索したが、当該年度の幼児指導要録（様式1:学籍に関する記録）の発見には至っていない。併せて、指導要録の保存状況の調査を行い、他の年度のものも保存されていることを確認した。

#### (2) 修了の確認について

子供園における修了児の確認については、修了証書授与台帳で確認が可能であり、それらを活用して修了の証明書等の発行などに対応する。

### **(3) 関係者への謝罪と説明**

対象となる修了児に対しては、文書の郵送により謝罪と説明を行った。また、現在在籍している幼児及び保護者に対しては、書面により通知する。

### **(4) 報道機関への情報提供**

4月19日(金)に、広報課を通じて報道機関に対し情報提供予定

### **(5) 再点検及び再発防止策**

4月11日(木)に校長(園長)会を開催し、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導を行ったところであるが、今回の事態を踏まえ、改めて誤って廃棄するということが起きないように、保存期間が過ぎた指導要録を廃棄する際の確認事項を徹底する。

また、改めて、4月19日(金)までに、全区立子供園及び全区立学校で指導要録保管状況の再点検を行う。さらに、区立子供園における指導要録の電子保存の仕組みを整え、速やかに実施する。